

第1章

策定の趣旨

- 不登校児童生徒数が増加している現状を踏まえると、これまでの不登校対策の取組を改めて見直し、教育委員会だけではなく、関係する市長事務局や関係機関・団体とも連携を図りながら取組を進める必要がある。
- 本指針は、不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしながら、社会的自立を後押しすることができるよう、本市の不登校対策を総合的に推進するための基本的な方針を定めるものである。
- 本指針の策定後は、庁内関係部署や関係機関等と連携しながら、本指針に基づき、不登校対策を推進するとともに、必要な検討や取組の効果検証を行いながら、次期「かわさき教育プラン」において具体的な施策を位置付けることとする。

第2章

不登校対策の現状と課題

1 国の動向

平成28年 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律（平成28年法律第105号）」

→国及び地方公共団体が講じ、又は講ずるよう努めるべき不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策等について定められた。

令和元年 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

→「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があるなどの支援の視点等が示される。

令和5年 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」

2 本市における現状と分析

（1）不登校児童生徒数の推移等

- ・ 本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、特に小学校段階での増加の割合が大きくなっている。
- ・ 学年が上がるにしたがい、不登校状態の継続や欠席日数の長期化がみられる。

（2）不登校の要因

- ・ 不登校となる背景は一人ひとり異なり、その要因は多岐にわたる。
- ・ 「学習のつまずき」が、不登校のきっかけや不登校が継続する要因になる場合がある。

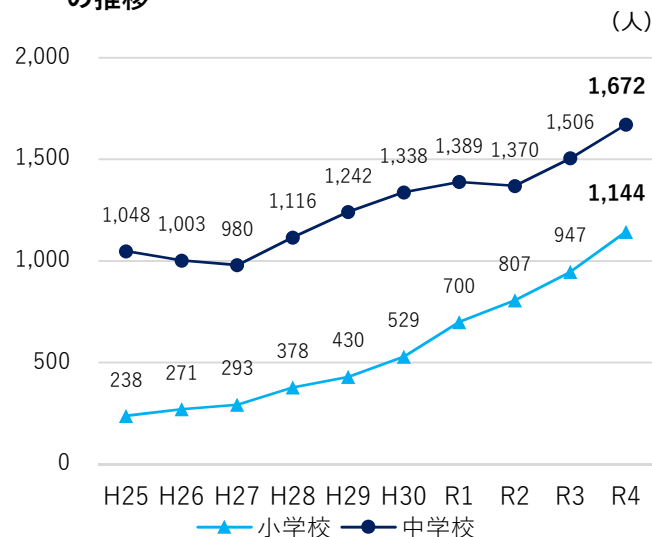
（3）不登校児童生徒への支援状況等

- ・ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない不登校児童生徒の割合は、小学校で約3割、中学校で約6割となっており、中学校においては全国平均より高くなっている。

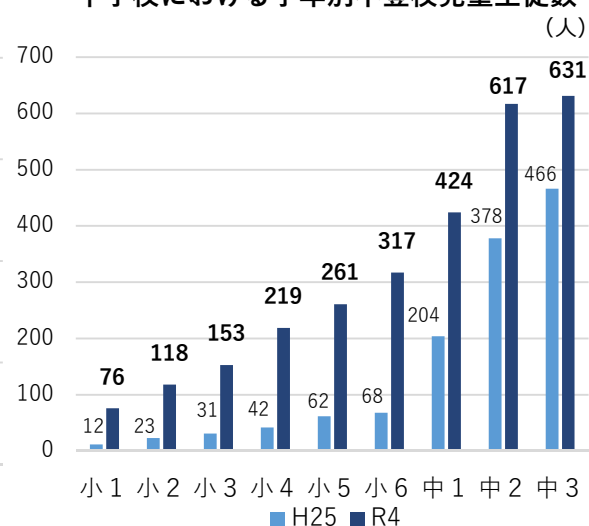
（4）不登校生徒本人へのアンケート調査

- ・ 勉強のことについて困っている生徒が多く、ゆっくり丁寧に勉強を教わることや個別に勉強を教わることに高いニーズがある。

■川崎市立小・中学校における不登校児童生徒数の推移



■平成25年度・令和4年度 川崎市立小・中学校における学年別不登校児童生徒数 (人)



資料：「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査」

不登校対策の充実に向けた指針（案）【概要版】

3 これまでの取組と課題

（１）学校内における支援

ア 担任等による丁寧な指導

取組内容	全ての児童生徒が「分かる」ことをめざして、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的にした学習活動の充実を図っている。
課題	- 学習のつまずきが不登校の大きな要因となる場合があるため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導等を通じた授業づくりが求められている。 - 教職員が児童生徒一人ひとりに向き合うためにも働き方・仕事の進め方改革を着実に進める必要がある。

イ かわさき共生＊共育プログラム

取組内容	「ＳＯＳの出し方・受け止め方教育」を年間計画に位置付けることで、自分の心を理解して、早期に問題を認識する力や相談する力の育成に努めている。
課題	社会環境の変化や児童生徒の発達段階に的確に対応したプログラムを実施する必要がある。

ウ 「チーム学校」による支援

取組内容	校長によるリーダーシップのもと、支援教育コーディネーターを中心とした教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職等が連携し、児童生徒や保護者を学校全体で支援している。
課題	- 全ての教職員が教育相談のスキルを高め、児童生徒からのＳＯＳを確実に受け止めることが求められている。 - 専門職を含む「チーム学校」でアセスメントを行い、適切な支援につなげていくことが求められている。また、不登校児童生徒一人ひとりの情報については、進級・進学の際にも適切に引き継ぐ必要がある。

エ 別室指導

取組内容	自分の教室に入りづらい児童生徒に対し、学校内に教室以外の学習室等を設けて、自分のペースで学習等の活動を行う別室指導の取組を行っている。
課題	- 別室指導を行う安定的な人材の配置について検討を行う必要がある。 - 中学校では、別室指導の学習内容とその評価の在り方を課題と捉えていることや、一部の学校では指導を行う部屋の環境面の課題もある。

オ 義務教育段階終了後の不登校対策

取組内容	高等学校等においても、専門職と連携しながら、生徒一人ひとりに対して必要な支援を実施している。また、市立高等学校定時制課程においては、定時制生徒自立支援事業として、いわゆる「居場所カフェ」を開設している。
課題	- 義務教育段階で不登校だった生徒が、中学校卒業後に支援が切れてしまわないよう、必要な支援の内容等が引き継がれるようにする必要がある。 - 悩みを抱えたときに安心して相談できる環境づくりを進める必要がある。

（２）学校外における支援

ア ゆうゆう広場

取組内容	ゆうゆう広場では、自主性を育み、人間関係の適応性を高め、在籍校への復帰や社会的自立をめざすため、多様な体験活動等の取組を行っている。
課題	ゆうゆう広場が提供するプログラムが現在の不登校児童のニーズに合っていない部分があり、今後、不登校児童生徒や保護者のニーズを踏まえて、機能を改変していく必要がある。

イ ICTを活用した支援

取組内容	児童生徒や保護者の希望によりGIGA端末を持ち帰り、学習アプリなどを活用した補習や、オンラインでの面談等を実施している。また、令和４年度から、オンライン学習システムのアカウントを整備している。
課題	- 自宅等においてICTを活用した学習活動を行った際の学習状況を適切に把握する必要がある。 - ICTを活用し、人と交流する機会や気軽に相談できる機会を確保する取組等について検討を進める必要がある。

ウ 教育相談センター相談室

取組内容	市内２か所に相談室を設置し、不登校や心理面、情緒面を主訴とする相談を実施している。また、家に引きこもりがちな不登校児童生徒に対して、不登校家庭訪問相談員が、家庭に出向き、相談活動を実施している。
課題	- 新たな相談を始めるまでの待機日数削減に向けた取組を進める必要がある。 - 心理臨床相談員の資質・能力を育成していく必要がある。

エ 福祉や医療等の相談・支援機関と連携した支援

取組内容	各学校では、スクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら、状況に応じて福祉や医療等の相談・支援機関へつなぐなどの対応を行っている。
課題	不登校児童生徒の社会的な自立に向けた支援を切れ目なく行うために、今まで以上に、福祉や医療等の相談・支援機関と緊密な連携体制を構築することが求められている。

オ フリースクール等民間団体と連携した取組

取組内容	フリースクール等と連携し、進路に関する情報提供や個別相談等を実施している。「親の会」等民間団体とも、情報共有を行うなど連携を進めている。
課題	学校とフリースクールとの更なる連携や、親の会と連携した保護者への支援についても取組を進める必要がある。

カ その他

学びの多様化学校については、国の「教育振興基本計画」において、各都道府県・政令指定都市での１校以上の設置をめざすとされており、先行自治体では効果が見られていることから、本市においても検討を進める必要がある。

不登校対策の充実に向けた指針（案）【概要版】

第3章

不登校対策の基本的な考え方

基本方針

- ◆ 全ての子どもたちの思いを尊重し、一人ひとりに寄り添った取組を推進します。
- ◆ 子どもたちのニーズを踏まえた多様な学びの場を確保し、社会的自立を後押しします。

方向性1 「チーム学校」による校内支援の充実

不登校の未然防止及び早期発見・早期支援に向けて、「チーム学校」として校内支援の充実を図り、不登校児童生徒一人ひとりの状態に応じた支援を実施します。

- 取組1 誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進
- 取組2 「かわさき共生＊共育プログラム」の充実
- 取組3 学校における教育相談力の強化
- 取組4 別室指導の充実
- 取組5 高等学校等における不登校対策の充実

方向性2 多様な教育機会の確保

不登校児童生徒が、学校以外の場でも「学びたい」と思ったときに、多様な選択肢の中から児童生徒自身が主体的に学びの場を選ぶことができる環境を整えます。

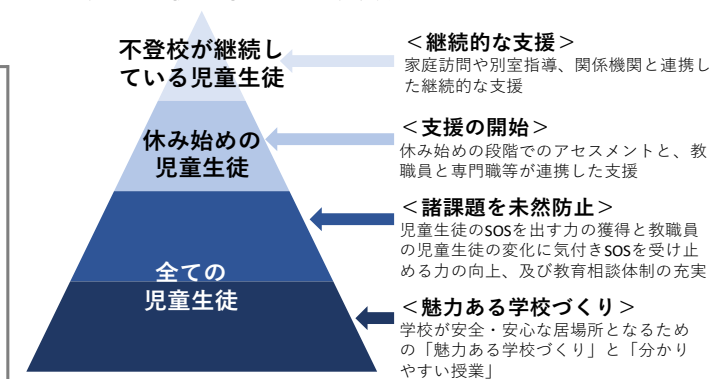
- 取組6 ゆうゆう広場の機能改変
- 取組7 ICTを活用した学習支援等の充実
- 取組8 学びの多様化学校の設置の検討

方向性3 関係機関との連携強化

不登校の要因や背景が多様化・複雑化している中で、不登校児童生徒及びその保護者への適切な支援を行うために、福祉や医療等の相談・支援機関やフリースクール等の民間団体など、様々な関係機関との連携強化を進めます。

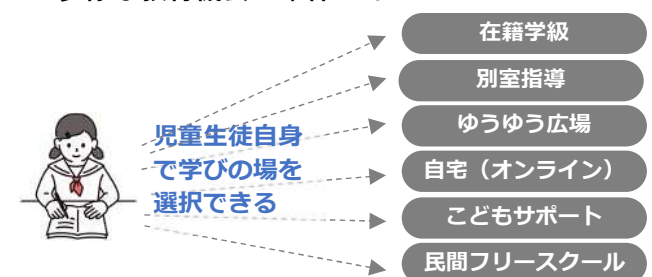
- 取組9 教育相談センター相談室の取組の充実
- 取組10 専門の相談・支援機関との連携強化
- 取組11 親の会・フリースクール等との連携・協力体制の構築
- 取組12 関係機関と連携した取組の実施

■児童生徒の状態別の支援のイメージ



資料：文部科学省「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月）における「不登校対応の重層的支援構造」を参考に作成

■多様な教育機会の確保のイメージ



■関係機関との連携のイメージ



不登校対策の充実に向けた指針（案）【概要版】

方向性 1 「チーム学校」による校内支援の充実

取組 1 誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進

全ての児童生徒にとって、自分の所属する学校や学級が、安心していきいきと過ごせる居場所となるよう、「魅力ある学校づくり」「魅力ある学級づくり」に向けた取組を進めます。

取組 2 「かわさき共生＊共育プログラム」の充実

児童生徒の社会性の育成や人間関係づくりの促進に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」のエクササイズの充実や効果測定の有効活用など取組の充実を図ります。

取組 3 学校における教育相談力の強化

学校全体で不登校児童生徒を支援するため、児童生徒の発達段階や不登校に関する教職員の理解を深めるとともに、「チーム学校」として、専門職と連携を図りながら、学校における教育相談力を強化します。

取組 4 別室指導の充実

これまで各学校で行っていた別室指導の取組について、更なる充実に向けた取組を進め、全ての学校において自分の教室に入りづらい児童生徒が、学校の中でいつでも安心して学習や生活ができる環境を整えます。

取組 5 高等学校等における不登校対策の充実

高等学校等の段階においても、切れ目なく支援を受けることができるよう、不登校対策の取組の充実を図り、生徒自身が選択した進学先で安心して学び続けることができる環境を整備します。

方向性 2 多様な教育機会の確保

取組 6 ゆうゆう広場の機能改変

不登校児童生徒の学校以外の学びの場・居場所として、本市の状況や利用者のニーズを踏まえながら、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援が実施できるよう、ゆうゆう広場の機能改変を進めます。

取組 7 ICTを活用した学習支援等の充実

GIGA端末の更なる活用を図り、不登校生徒がどこにいても社会とつながり、必要な学習や相談等の機会が確保されるよう、ICTを活用した取組の充実を図ります。

取組 8 学びの多様化学校の設置の検討

不登校生徒の実態に即した柔軟な指導・支援等を行うことができる学びの多様化学校について、他の自治体では様々な手法で設置・運営されており、その効果について慎重に見極めることが重要であると考えています。引き続き、設置について検討を進めます。

方向性 3 関係機関との連携強化

取組 9 教育相談センター相談室の取組の充実

不登校児童生徒及びその保護者が、心理的・情緒的な面での専門的な相談を必要とした際に、速やかに相談することができる環境を整えるとともに、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行います。

取組 10 専門の相談・支援機関との連携強化

不登校児童生徒及びその保護者が、それぞれの状況に応じて、切れ目なく必要な支援が受けられるよう、専門の相談・支援機関との連携を強化します。

取組 11 親の会・フリースクール等との連携・協力体制の構築

不登校児童生徒及びその保護者に対して、親の会やフリースクールなど不登校児童生徒及びその保護者への支援を行っている民間団体と連携・協力しながら、適切な支援ができる体制を構築します。

取組 12 関係機関と連携した取組の実施

学校やゆうゆう広場だけではなく、社会教育施設など既存の公的な施設を活用した支援や、放課後等の子どもの居場所に関する取組との連携などについて、関係機関と検討を進めます。